

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	自然保護課	整理番号	1-3
許認可等の種類	特別地域内における行為の許可			
根拠法令条例等・条項	自然公園法第20条第3項			
許認可等の概要	<p>国立公園の特別地域内においては、次の行為は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物の採掘・土石の採取、河川の水位・水量に増減を及ぼさせること、指定湖沼等への廃水等の排出、広告物の設置、土石その他指定する物の屋外の集積・貯蔵、水面埋立、土地の形状変更、指定植物の採取、色彩変更、指定区域内への車馬乗入、指定地域内での木竹の損傷、指定動物の放牧 等</p>			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)第11条 内容は別紙のとおり</p> <p>備考 処分権限者については、行為が2以上の地方事務所の管轄区域に係るものにあつては、知事。それ以外については地方事務所長に委任。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	40日			
期間の制定根拠	自然公園許認可事務取扱要領(昭和56年3月20日付け 55自保第297号)部長通知			